

# 美郷町新型コロナウイルス感染防止対策認証飲食店支援事業実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、秋田県新型コロナウイルス感染防止対策飲食店認証制度実施要綱（以下「飲食店認証制度」という。）による認証を受ける町内飲食店（以下「認証飲食店」という。）を増やすとともに、感染防止対策の徹底を図ることを目的として実施する美郷町新型コロナウイルス感染防止対策認証飲食店支援事業（以下「支援事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (事業内容)

第2条 支援事業は、飲食店認証制度による認証を受ける町内に店舗を有する飲食店に支援金を給付するものとする。

## (給付対象者)

第3条 支援金の給付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 飲食店認証制度による認証を受ける町内に店舗を有する飲食店

(2) 今後も事業を継続する意思があること。

(3) 町税及び使用料等の滞納がないこと。

## (給付対象事業)

第4条 支援金の給付の対象となる事業（以下「給付対象事業」という。）は、次の各号の事業とする。

(1) 飲食店認証取得事業

(2) 認証飲食店応援事業

## (給付額等)

第5条 支援金の給付額は別表のとおりとする。

(給付申請)

第6条 支援金の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、美郷町新型コロナウイルス感染防止対策認証飲食店支援事業支援金給付申請書(様式第1号)のほか、次に掲げる書類を添えて令和5年1月31日まで町長に提出しなければならない。

(1) 秋田県新型コロナウイルス感染防止対策飲食店認証制度実施要綱第5条第3項に規定する認証書

(2) その他町長が必要と認める書類

(給付決定)

第7条 町長は、前条の規定による支援金の給付申請があったときは、その内容を審査し、支援金の給付の可否について決定し、美郷町新型コロナウイルス感染防止対策認証飲食店支援事業支援金給付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(請求及び給付)

第8条 前条の規定による支援金の給付決定の通知を受けた申請者は、速やかに美郷町新型コロナウイルス感染防止対策認証飲食店支援事業支援金給付請求書(様式第3号)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに支援金を給付する。

(返還等)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金給付の決定の全部又は一部を取り消し、既に給付された支援金があるときは、その返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽その他不正な行為により支援金の給付を受けたとき。

(2) その他町長が不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により支援金の返還を命じた者のうち、死亡、疾病その他やむを得ない事由により支援金を返還することが困難と認められる者について、給付した支援金の返還を免除することができる。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条の規定を除き、令和 5 年 3 月 31 日限りでその効力を失う。

別表（第5条関係）

給付対象事業	支援金の給付額	給付 限度額
(1) 飲食店 認証取得事業	令和4年9月30日までに飲食店認証制度の認証を受けた場合 5万円	1店舗 あたり 5万円
(2) 認証飲食店 応援事業	美郷町地域振興券給付事業実施要綱（令和4年美郷町告示第9号）、美郷町連携企業応援事業実施要綱（令和4年美郷町告示第35号）及び美郷町地域振興券販売事業実施要綱（令和4年美郷町告示第38号）に規定する地域振興券の換金額の10%	1店舗 あたり 5万円